

外国人労働者受け入れ拡大が国難を招く

出入国管理法改悪によって格差社会が拡大、治安は崩壊、街はスラム化する

もどより、私どもはむやみに外国人を排斥しようなどという考えはありません。世界中の人々はそれぞれの祖国において、気候・風土・信仰に適した生活形態で生計を立ててゆくのが基本だと考えています。万一、天変地異や戦争などで住めなくなった際は、国どうしの条約で出入国を調整するべきでしょう。生活が苦しいからと言って、むやみに国境を超えて、よその土地で軋轢を起こすことがあってはなりません。また自国の文化を犠牲にしてまで他国民を受け入れるのは、双方にとって不幸なことです。

わが国が多くの諸外国に経済援助をしているのは、持つ国と持たざる国の格差を縮小するためです。一方援助を受けた国々は自国のインフラを充実させたり、産業を興すことに努めるべきだと思います。

昨年（平成三十年）十二月、外国人労働者の受け入れ拡大を図る「出入国管理法改正案」が国会を通過しました。今後の日本の命運を左右する重要な法律にもかかわらず、国会ではほとんどこの法案に関する議論がなされませんでした。国民に対し意識調査もなく、是非の問いかけもありませんでした。

国の将来を考えない、金儲け最優先の産業界

わが国の少子高齢化は、企業に深刻な人手不足をもたらしています。その一方で、賃金が安くて生活が苦しい人が多いのはどういう訳でしょう。企業は正社員を雇って教育・研修に手間をかけるのは経費がかさむので、人材派遣業者に求人を出してしまっています。その結果、求人はパートやアルバイトばかりで所得格差が生じ、結婚しない（出来ない）人が増加、少子化に一段と拍車をかけることになりました。

もし今後、企業が単純労働を、賃金が安くてすむ外国人に求めるようになると、日本人労働者の賃金アップの機会が今以上に奪われることは目に見えています。

「多文化共生」は夢想！ かけ離れた常識が社会不安を生む

わが国には「お互いさま」という美風があります。隣近所との自治制度もあり、自分が住む地域を大切にしていこうという無償の郷土愛が、地域社会をより良くし、街は清潔に保たれているのです。外国、とりわけ第三世界では、自治意識が希薄なので罰則を設けなければ美しい町や公園は維持できません。日本人の感覚とは全く異なるのです。

昨夏、川口市で「食用を目的とした蟬の幼虫の捕獲はやめてください」という看板が出されたことを存じでしょうか。彼らは川沼の魚介や蛙などの生物はもちろん、虫、犬までも食用に供します。公共物、たとえば公衆トイレの水道や紙の使用はどうなるでしょうか。

彼らは集団で一定の地域に居住するため治安は悪化するでしょう。これらの行為を止めることが、役所も含め我々に来るのでしょうか？ 法を犯した場合は警察の力で取り締まることが出来ませんが、生活習慣を改めさせることは不可能です。

外国人労働者受け入れ拡大は、近い将来必ず深刻な社会摩擦・文化摩擦を引き起こし、日本社会は大混乱に陥るでしょう。ヨーロッパ諸国では既に経験済みです。

技能実習生というザル制度

わが国には現時点でも約一三〇万人の外国人労働者が居ります。但しこの数字に家族は入っておりません。うち「技能実習生」は、特定の技能を五年間で習得し、帰国後に本国で産業を発展させることが建前です。ところが、彼らにも労働関係法令は適用されるので、日本で結婚・妊娠しても解雇できません。五年間という限られた時間を、技能実習そっこのけで出産・育児に費やし、安い保険料で国民健康保険を利用して、そのまま家族で失踪したり不法残留する者が大勢います。このザル制度を放置した上、更に数十万人を受け入れようなどという政策は狂気の沙汰です。

いまや事は急を要します。わが国が人口減少社会に直面している現実を見据え、政府はもろろんのこと地方公共団体をはじめ産業界、我々地域住民が一致して今後の社会の在り方を真剣に協議することが必要です、まず、人口減少をどう食い止めるか。セクハラやパワハラ問題はひとまず置いて（むしろ克服するためにも）大胆な結婚・出産奨励策を国家規模で講じる必要があります。職場環境や医療体制、税対策などに全知識・技能を集約することが、緊急に求められているのです。

改悪「出入国管理法」はとうとう成立してしまいましたが、二年後に「見直し」時期がやってきます。それまでの二年だけでも、国内で相当な混乱や事件が起きるでしょう。私たちは想像以上の我慢を強いられるに違いありません。でも、日本という国は今後も百年、千年と続いてゆかねばなりません。二年後に向けて、国民の「意志」を強く政府に示してゆこうではありませんか。

二年後の「見直し」に向け、国民世論を結集しましょう

新風は、日本の美風を子孫に継承させるための政党です

維新政党・新風本部



ホームページ <http://www.shimpu.jpn.org/>
〒604-0934 京都市中京区麩屋町通二条下る
第二ふじビル四階
TEL.075-708-3700 FAX.075-708-3800
Eメール otaori@shimpu.jpn.org

広報ビラ78号